

～福岡国税局鑑定官室からのお知らせ～
管内酒類製造者の皆様へ

福岡国税局鑑定官室
電話：092-411-0031

鑑定官室では、「製造者に寄り添う鑑定官室～ともに困難を乗り越えましょう～」をモットーに、皆様の抱える課題等に関する支援を行います。

相談希望の方は国税庁ホームページ『<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/sake/kantei/gijutsu/index.htm>（ホーム>国税庁等について>福岡国税局>お酒に関する情報>鑑定官室からの情報>技術相談）』又は以下の二次元コードから申し込んでください（随時受付）。



別紙様式1「一般相談用」

別紙様式2「貯蔵出荷管理相談用」

別紙様式3「貯蔵出荷管理相談票」

こんな課題を抱えていませんか？

製造上の課題を抱えている

貯蔵酒・市販酒の品質が不安

社員教育に手が回らない

新製品の開発を検討したい

HACCPへの対応が不安

きき酒能力を向上したい

鑑定官室ができること

製造上の課題解決のため

- ・製造工程の改善
- ・オフフレーバー対策
- ・酒化率の向上

適切な貯蔵出荷管理のため

- ・貯蔵出荷管理技術相談
- ・きき酒・分析に基づく助言

人材育成のため

- ・精確な分析支援
- ・基礎知識の教育
- ・人材育成支援

新製品の開発のため

- ・低アルコール原酒、白麹等の情報提供
- ・他品目酒類の情報提供

HACCP 対応のため

- ・作成した計画表等の助言
- ・新たな作成支援

官能評価能力向上のため

- ・オフフレーバー訓練・食とのペアリング
- ・コメント作成能力の向上